

鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間の経過後も、卒業までの間、予算の範囲内において継続して高等学校等学び直し支援金（就学支援金に相当する額。以下「学び直し支援金」という。）の交付を行うこととし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 法第2条の各号に掲げる学校（私立学校に限る。）
- (2) 受給権者 高等学校等に在学する生徒で学び直し支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者

(交付対象者及び交付額)

第3条 交付対象者は、受給権者から学び直し支援金支給に必要な事務手続を委任された高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）とする。
2 交付金額は、交付対象の高等学校等に在学する受給権者について、法第5条の規定を準用し算定された総額以内とする。ただし、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第3項及び第4項の規定は準用しない。

(交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。
2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
(1) 私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付申請額内訳書（別記第2号様式）
(2) 私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付申請額一覧（別記第3号様式）
(3) 収支予算書（別記第4号様式）
3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(交付の条件)

第5条 学校設置者は、代理受領した学び直し支援金を受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、交付金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるところとする。
(1) 受給権者
(2) 受給権者ごとの交付決定額

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第6号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 私立高等学校等学び直し支援事業交付金変更交付申請額内訳書（別記第2号様式）
 - (2) 私立高等学校等学び直し支援事業交付金変更交付申請額一覧（別記第3号様式）
 - (3) 変更収支予算書（別記第4号様式）
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第7号様式）により、変更承認に併せて変更決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。
2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。
(1) 私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付実績額内訳書（別記第10号様式）
(2) 私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付実績額一覧（別記第11号様式）
(3) 収支精算書（別記第4号様式）
3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、当該事業年度の3月31日とする。

(額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、交付金交付確定通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

(交付金の交付)

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第13号様式のとおりとする。
2 この交付金は、概算払により交付することができる。
3 規則第16条第3項の概算払申請書は別記第14号様式のとおりとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。